

平成23年稲敷市農業委員会第3回総会

[3月25日]

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約通知について
日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について
日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
日程 8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 9 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 10 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 11 議案第5号 平成23年度稲敷市農業委員会活動重点事業について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 報告第5号
日程 7 議案第1号
日程 8 議案第2号
日程 9 議案第3号
日程 10 議案第4号
日程 11 議案第5号

出席委員

1番	井戸賀吉男君	17番	澤邊雅之君
2番	沖野谷秀雄君	18番	宮本善助君
3番	飯塚幸一君	19番	村山文雄君
4番	千勝忠君	20番	坂本一雄君
5番	保科進君	21番	山田重一君
6番	川島昇君	22番	秋本精一君
7番	高須一郎君	23番	横田裕康君
8番	篠崎惣壽君	24番	加納昭君
9番	栗山文雄君	25番	松本文雄君
10番	濱田昭一君	26番	沼崎享君
11番	吉岡一仁君	27番	濱田孟君
12番	横田悌次君	28番	青宿昌夫君
13番	内埜新也君	29番	鈴木重義君
14番	野口隆雄君	30番	黒田久良之進君
15番	篠崎文夫君	31番	高城貞雄君
16番	古澤真和君	32番	根本卓明君

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	内田和雄君
農業委員会事務局長補佐	永長妥啓君
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行君
農業委員会事務局主査	高橋渉君

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 2月25日（金） 稲敷市農業委員会第3回運営委員会
於 稲敷市「東庁舎第2会議室」
出席者 運営委員13名、事務局（内田局長、永長補佐）
稲敷市農業委員会幹事会
於 稲敷市「東庁舎第1会議室」
出席者 幹事4名、事務局（小更係長）
- 3月9日（水） 稲敷市都市計画審議会
於 稲敷市「江戸崎公民館」
出席者 加納会長
- 3月18日（金） 東北地方太平洋沖地震に伴う農地の被害調査
於 稲敷市「東庁舎」
出席者 運営委員12名
- 3月24日（木） 稲敷市農業公社評議員会
於 稲敷市「東庁舎」
出席者 吉岡会長代理、秋本委員、村山委員、黒田委員
- 3月25日（金） 稲敷市農業公社理事会
於 稲敷市「東庁舎」
出席者 加納会長
-

午後 3時07分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから、平成23年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり、議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。よって、欠席委員はゼロ名です。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、18番、宮本委員、19番、村山委員、兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、南太田字南、田1筆、2,318平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、甘田字甘田入ほか1地区、田4筆、6,086平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、羽賀字辺田下ほか12地区、田14筆、畑13筆、計27筆、2万9,505平方メートルについてでございますが、平成22年12月10日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作をしており、農業委員会によるあ

っせん等の希望はないものであります。

3 ページをお開き願います。

受理番号2番、佐倉字小角、畑3筆、計5,259平方メートルについてでございますが、平成22年3月6日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作をしております、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、高田字下谷津ほか4地区、田3筆、畑5筆、計8筆、9,686平方メートルについてでございますが、昭和21年1月18日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作をしております、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号4番、羽賀字辺田下ほか6地区、田8筆、畑5筆、計1万8,643平方メートルについてでございますが、平成22年8月28日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作をしております、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

4 ページをお開き願います。

受理番号5番、八千石字八千石ほか4地区、田17筆、畑1筆、計18筆、3万176.91平方メートルについてでございますが、平成22年1月14日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在一部委託をしておりますが、そのほかは自作地として耕作をしております、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 5 ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番から6番についてでございますが、江戸崎字荒匂、畑8筆、計2,550.94平方メートルについて、工期の延長、土地利用の一部変更、造成計画の一部変更、埋め立て土量の追加について変更するものでございます。

工期を平成23年3月31日まで延長、土地利用で一部を緑地として利用、のり面を3段か

ら2段に変更、埋め立て土量を2,967立米追加するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 6ページをお開き願ひます。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番、鳩崎字野原、田1筆、557平方メートルについてでございますが、賃借人が規模縮小するため合意解約するものでございます。

受理番号2番、鳩崎字新田、田1筆、4,012平方メートルについてでございますが、賃借人が規模縮小するため合意解約するものでございます。

受理番号3番、釜井字前田、田1筆、590平方メートルについてでございますが、契約する際に、契約する相手を間違えたため合意解約するものでございます。

受理番号4番、町田字内出水入、畑1筆、田1筆、計2筆、265平方メートルについてでございますが、自己住宅を建築するため合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第5号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 7ページをお開き願ひます。

報告第5号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、飯出字須賀、畑1筆、836平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が行う携帯電話無線基地局として、コンクリート柱を設置するものでございます。

なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。

公売による所有権移転4件、売買による所有権移転6件、交換による所有権移転2件、贈与による所有権移転3件、賃貸借権3件の計18件でございます。

受理番号1番、2番、3番、4番の4件についてでございますが、2月15日、関東信越国税局が行った不動産公売において、不動産の最高価買受申出人になったものであります。受人の農地法第3条に係る買受証明願に対する証明書の交付につきましては、12月定例総会の議案第5号及び1月定例総会の議案第3号で審査し、交付しているものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。

受理番号5番、曲渕字中割ほか1地区、田5筆、計9,452平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

9ページをお開き願います。

受理番号6番、下須田字小島ほか2地区、田15筆、計2万6,998平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号7番、甘田字甘田入ほか1地区、田4筆、計6,086平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号8番、荒沼字荒沼、畑1筆、6,358平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により経営規模を縮小するものであります。受人は農業経営規模拡大のためにまとまりのある農地を取得するものであります。受人の農地に遊休農地がありますが、「遊休農地の農業上の利用に関する計画書」を提出し、4月以降順次耕作を始める予定です。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

10ページをお開き願います。

受理番号9番、町田字町田、畑3筆、1,264平方メートルについてでございますが、渡人は離農するため親戚に譲渡するものであります。受人は親戚である渡人の要望により農地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号10番、柴崎字新宿、畑1筆、登記地目山林、現況畑1筆、計2筆、2,593平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により耕作できないため譲渡するものであります。受人は渡人の要望により農地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号11番、村田字中央西、田1筆、850平方メートルについてでございますが、渡人と受人の所有する農地を耕作の利便性を向上するために交換するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号12番、村田字棧場通り、田1筆、1,059平方メートルについてでございますが、渡人と受人の所有する農地を耕作の利便性を向上するために交換するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号13番、堀川字八幡台、畑1筆、1,887平方メートルについてでございますが、渡人は耕作できないため、自分の持ち分を親戚に贈与するものであります。受人は渡人の要望により、親戚より農地の持ち分を受贈するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

11ページをお開き願います。

受理番号14番、浮島字関谷、田1筆、991平方メートルについてでございますが、渡人は死亡した子の妻に贈与するものであります。受人は義父の農地を受贈するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号15番、四ツ谷字下割、田1筆、1,646平方メートルについてでございますが、渡人は小作人である親戚に贈与するものであります。受人は親戚より耕作地を受贈するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号16番、鳩崎字余郷入、田2筆、9,986平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により耕作ができないため賃貸するものであります。受人は渡人の要望により耕作地の近くを賃借するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号17番、蒲ヶ山字土戸平、畑3筆、計9,482平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により賃貸するものであります。受人は行方市で農業を行っていましたが、行方市でまとまった農地を借り受けるのは困難なため、まとまって借り受けのできた申請地を30年くらい前より借り、ゴボウをつくり始めました。今回、住所を行方市から稲敷市に移したのを機に農地の賃貸借の許可を申請するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

12ページをお開き願います。

受理番号18番、月出里字上林ほか1地区、畑2筆、計1万9,608平方メートルについてでございますが、受理番号17番と同じ受人でございます。渡人は受人の要望により賃貸するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の受理番号1番から18番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から4番につきましては、公売に伴う案件で事務局より説明したとおりです。省略します。

受理番号5番、6番、7番、8番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号5番について事務局より調査報告をいたします。

1月27日に、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。

受人は主に水稲を栽培している認定農業者で、農業経営面積は1,455アール、農業従事日数は250日でございます。所有の農地について休耕地もなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

受理番号6番について事務局より調査報告をいたします。

1月13日に、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。

受人は主に水稲を栽培している認定農業者で、農業経営面積は1,397アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地もなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

受理番号7番について事務局より調査報告をいたします。

1月13日に、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。

受人は主に水稲を栽培している農業者で、農業経営面積は264アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地もなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

受理番号8番について事務局より調査報告をいたします。

3月22日に、事務局で受人宅において調査をいたしました。

受人は主に水稻、小麦を栽培している農業者で、農業経営面積は225アール、農作業従事日数は60日でございます。所有の農地について休耕地もなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有し、乾燥機1台を共同所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号9番を飯塚委員より報告願います。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号9番について報告をいたします。

3月20日に渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は309アール、農作業従事日数は100日です。所有の農地について休耕地もなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、以上を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号10番を篠崎委員より報告願います。

○15番（篠崎文夫君） 15番、篠崎です。

受理番号10番を報告いたします。

3月23日に確認いたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認しました。経営面積は25アール、農作業従事日数は55日、所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有については、トラクターが1台、その他の機械については借りて耕作するということです。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号11番、12番を青宿委員より報告願います。

○28番（青宿昌夫君） 28番、青宿です。

受理番号11番、12番について報告いたします。

まず、11番について、3月20日に渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請の内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は408アール、農業従事日数は100日です。これは受人がおばあちゃんでございますので従事日数が少ないように思われますが、若い方々が働いていますので、その代表におばあちゃんになっていきますので、よろしく願いいたします。所有の農地について

休耕地はなく、違反転用農地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、12番について続けて報告をいたします。

まず3月20日に、渡人の受人に確認をいたしました。双方とも申請の内容に間違いのないことを確認いたしました。受人がやっぱり主に水稻を作付しております、農業経営面積は130アール、農業従事日数は250日ぐらい。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバインは委託でお願いしておりますのでありません。田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上、2件についてですが、これは交換という条件がついておりますので、お互いに農作業上の有益な十分効果があると思いますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号13番を川島委員より報告願います。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号13番について報告いたします。

3月20日に渡人と受人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認、また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は608アール、農作業従事日数は200日、所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号14番を濱田委員より報告願います。

○27番（濱田 孟君） 27番、濱田です。

受理番号14番について報告します。

3月22日に渡人と受人について確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認し、また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は221アール、農作業従事日数は100日です。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、乾燥機1台、耕運機1台でございます。あとの農機具は委託しておりますので所有していません。

以上、調査の結果、報告のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号15番を根本委員、報告願います。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

受理番号15番について報告いたします。

3月19日に渡人と受人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いはないと確認しました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は276アール、農業従事日数は120日です。所有の農地について休耕地また違反転用地もありません。農機具の所有ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しています。

以上の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号16番を宮本委員より報告願います。

○18番（宮本善助君） 18番、宮本です。

受理番号16番について報告いたします。

3月22日に受人と渡人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いはないと確認しました。また、受人は主に水稻と野菜を作付している農家で、農業経営面積は61アールですが、農業従事日数は、120日です。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機それぞれ1台ずつを所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思えます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号17番、18番を栗山委員より報告願います。

○9番（栗山文雄君） 9番、栗山です。

受理番号17、18番について報告いたします。

3月22日、渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いはないと確認いたしました。また、受人は主にサツマイモ、ゴボウなどを作付しているもので、農業経営面積は300アールになります。農作業従事日数は約300日、所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクターは5台、コンバイン1台、田植機2台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

日程8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 13ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、町田字内出水入、田1筆、畑1筆、計2筆、265平方メートルについてでございますが、自己住宅用敷地として利用するものであります。受人は現在両親と同居しておりますが、妻と子供4人がおり、部屋数が少なく手狭になったため、祖父所有の土地に自己用住宅1棟、木造2階建て129.20平方メートルを建築するものでございます。

申請地は都市計画区域未線引地区で、農振農用地区外であり、土地改良区域外でございます。

また、上水は公営水道を使用し、雨水は自然浸透式、生活雑排水は公共下水道へ接続となっております。農地区分は10ヘクタール以上の広がりを持つ第1種農地と判断いたしましたが、第1種例外規定の立地基準に該当すると判断いたしました。

3月22日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号2番、堀川字草切、田2筆、計102.53平方メートルについてでございますが、自己住宅建築工事に伴う工事用進入路として利用するものであります。受人は9月総会議

案第2号で審査した自己用住宅の工事用進入路として事前着工されておりますが、今回「始末書」を添付して工事は停止しております。工期は許可日から平成23年12月31日までであります。

申請地は、都市計画市街化調整区域で農振農用地区外であり、土地改良区域外でございます。また、雨水は自然浸透式となっております。農地区分は10ヘクタール以上の広がりを持つ第1種農地と判断いたしました。第1種例外規定の立地基準に該当すると判断しました。

3月22日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番の調査報告をお願いいたします。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号1番について、去る22日、沖野谷委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いはなく、自己用住宅建築の目的で周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番の調査報告をお願いいたします。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号2番について、去る22日、古澤委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、工事車両の進入が目的で周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認をしましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 14ページをお開き願います。

議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

非農地証明書の交付 4 件、転用事実証明 2 件でございます。

受理番号 1 番、手賀組新田字秋塚、畑 1 筆、717 平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和 59 年ごろ、鉄骨 2 階建ての居宅兼作業所 114.99 平方メートルと木造平家建て肥料置き場 19.87 平方メートル及び 49.68 平方メートルを申請地に建築し、27 年が経過しています。

添付書類として、撮影年月日昭和 59 年 12 月 19 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。

調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号 2 番、手賀組新田字秋塚、畑 1 筆、85 平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和 59 年ごろより、進入路及び自宅敷地として利用して 27 年が経過しています。

添付書類として、撮影年月日昭和 59 年 12 月 19 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号 3 番、羽賀字遠原、畑 1 筆、74 平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和 60 年ごろより、自宅への進入路として使用して 26 年が経過しています。

添付書類として、撮影年月日平成 2 年 11 月 5 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号 4 番、下須田字新屋敷、畑 1 筆、472 平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和 56 年ごろ、木造平家建て作業所 79.33 平方メートルが建築され 29 年が経過しています。

添付書類として、建築年の確認できる固定資産評価証明書と撮影年月日平成 2 年 11 月 5

日の国土地理院の空中写真証明書及び始末書が提出されています。

調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号5番、中山字丑新田、田1筆、433平方メートルについての登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。平成11年4月16日南総農政指令第29号許可、資材置き場で許可を受けております。

3月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号6番、椎塚字浦向金平下、田2筆、1,698平方メートルについてでございます。登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。平成10年9月17日付南総農政指令第74号許可、農家住宅で許可を受けております。

11月22日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。自己住宅建築中に確認しており、工事が完了したため申請してきたものです。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番、2番については私、加納よりご報告いたします。

去る3月22日に根本卓明委員、沖野谷秀雄委員、それと事務局2人で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いはなく、宅地、住宅、作業所等に利用されており、国土地理院の写真とあわせて確認しました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでしたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、受理番号3番の調査報告をお願いいたします。

○28番（青宿昌夫君） 28番、青宿です。

受理番号3番について、去る22日、村山委員と栗山委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおり間違いはなく、進入道路として利用されており、国土地理院の写真とあわせて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類等を確認いたしました。問題はありませんでした。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番の調査報告をお願いいたします。

○30番（黒田久良之進君） 30番、黒田です。

受理番号4番について私のほうからご報告いたします。

去る22日に高城委員と坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行い

ました。調査結果は、ただいまの事務局の説明どおり間違いございません。作業所として利用されており、国土地理院の写真とあわせて確認をしました。申請地は、周辺農家に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議をお願いします。

以上です。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番の調査報告をお願いいたします。

○26番（沼崎 享君） 受理番号5番について私、26番沼崎がご報告いたします。

去る3月22日、千勝委員と私、事務局2名で現地を確認してまいりました。ここに書いてあるように資材置き場になっており、周りのほかの営農に問題になるような点はありません。ということから、問題ないかと思ひますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番の調査報告をお願いします。

○8番（篠崎惣壽君） 8番、篠崎です。

受理番号6番について報告します。

去る11月22日、飯塚委員、沖野谷委員、それと事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。審査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、平成10年9月17日付南総農政指令74号許可のとおり、宅地として使用されていることを確認いたしました。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでしたので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、15ページをお開き願います。

議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は新規設定16件、48筆、10万1,720平方メートル、再設定が17件で80筆、12万8,490平方メートル、合わせて33件、128筆、23万210平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、下須田字東、田9筆、計2万213平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米3俵、設定を受ける者は認定農業者で、耕作面積1,034アール、農作業従事日数250日です。

受理番号2番、市崎字丑新田、登記地目は田3筆、原野4筆ですが、現況は田7筆でございます。計1万4,005平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的はその他というふうに議案書上記載されておりますけれども、牧草でございます。期間5年、小作料10アール当たり現金3万円です。設定を受ける者は農業法人で、経営面積は255アールですが、乳牛50頭の酪農を中心として経営している認定農業者で、この後受理番号2番から4番まで同一の法人となります。

受理番号3番、市崎字丑新田、田4筆、計7,190平方メートルについて、新規設定で、利用目的は牧草、期間5年、小作料10アール当たり現金3万円です。

受理番号4番、市崎字丑新田、登記地目は田3筆、雑種地1筆ですが、現況は田4筆、計1万4,753平方メートルについて、新規設定で、利用目的は牧草、期間5年、小作料10アール当たり現金3万円です。

16ページをお開き願います。

受理番号5番、柴崎字寺地下ほか1地区、田2筆、計7,739平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間5年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は421アールです。

受理番号6番、甘田字後田ほか5地区、田17筆、計2万2,902平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者は水稻や野菜を作付、販売する農事組合法人で、認定農業者にもなっており、経営面積は3,345アールです。この後、受理番号7番及び8番、ちょっと飛びまして28番につきましても同一の法人が利用権の設定を受ける者となっております。

受理番号7番、佐原組新田字釜井ほか2地区、田5筆、計1万2,635平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2.5俵です。

続きまして、17ページをお開き願います。

受理番号8番、釜井字前田、田1筆、628平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号9番、犬塚字辺田下、田2筆、計5,865平方メートルについてでございますが、

新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米1俵です。設定を受ける者は主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は968アール、年間農業従事日数が200日です。この後、受理番号10番、11番、12番まで同一の方が設定を受ける方になっております。

受理番号10番、犬塚字宮下、田1筆、1,332平方メートルについてでございますが、こちらも新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米1俵です。

受理番号11番、犬塚字宮下、田1筆、917平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米1俵です。

受理番号12番、犬塚字宮下、田1筆、1,727平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米1俵です。

受理番号13番、結佐字流作、田1筆、2,402平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は市外の方で、主に水稻を作付する農家で、経営面積は394アールです。

受理番号14番、境島字川脇ほか1地区、田4筆、計4,269平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料は10アール当たり現金2万円です。設定を受ける者は主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は709アール、年間農業従事日数は280日で、この後受理番号、飛びまして19番も同一の方となります。

続きまして、18ページをお開き願います。

受理番号15番、境島字川脇ほか1地区、田12筆、計1万2,704平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料は10アール当たり現金2万円です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積577アール、年間農業従事日数250日です。次の16番につきましても同一の方です。

受理番号16番、境島字萩原、田3筆、計1,065平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料は10アール当たり現金2万円です。

受理番号17番、境島字萩原、田4筆、畑2筆、計4,082平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料は10アール当たり現金2万円です。設定を受ける者は主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は334アール、年間農業従事日数180日です。次の受理番号18番につきましても同一の方であります。

19ページをお開き願います。

受理番号18番、境島字萩原、田6筆、計6,773平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料は10アール当たり現金2万円です。

受理番号19番、境島字萩原、田2筆、計1,953平方メートルについてでございますが、こちらも再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料は10アール当たりで2万円です。

受理番号20番、上根本字中野原ほか3地区、田4筆、計7,393平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は293アール、年間農

業従事日数は150日でございます。

受理番号21番、太田字中郷ほか2地区、田3筆、計1万4,411平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,602アールです。

受理番号22番、手賀組新田字四ツ谷、田3筆、計6,027平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は760アールです。

受理番号23番、清久島字大浦ほか3地区、田5筆、計1万2,021平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は151アールですが、認定農業者となっております。

続きまして、20ページをお開き願います。

受理番号24番、市崎字上荒田、田1筆、3,274平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり現金4万円です。設定を受ける者は主に水稻、牧草を作付する認定農業者で、経営面積は1,160アールです。次の受理番号25番につきましても同一の方が設定を受けております。

受理番号25番、市崎字下荒田、田3筆、計1万1,063平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料は10アール当たり現金4万円です。

受理番号26番、橋向字橋向、田1筆、1,305平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は654アール、年間農業従事日数が250日です。次の受理番号27番につきましても同一の方でございます。

受理番号27番、手賀組新田字阿波崎、田4筆、計6,711平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2俵でございます。

受理番号28番、釜井字前田、田1筆、615平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者は先ほど説明いたしました受理番号6番、7番、8番と同一の法人でございます。

受理番号29番、八千石字八千石、田7筆、計1万3,538平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は413アールです。

21ページをお開き願います。

受理番号30番、八千石字八千石、田5筆、計3,445平方メートルについてでございますが、こちらも新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積1,593アールです。次の31番につきましても同一の方となっております。

受理番号31番、八千石字八千石、田1筆、2,172平方メートルについてでございますが、

新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。

受理番号32番、江戸崎字外浦、田1筆、4,088平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間が7年、主に水稻、レンコンを作付する農家で、経営面積132アールです。

受理番号33番、太田字三十枚田、田1筆、993平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間2年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は主に水稻を作付する農家で、経営面積は302アールです。

以上、受理番号1番から33番まで、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決します。

本案は、申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

それでは、5分ほど休憩いたしますので。

〔休 憩〕

日程11 議案第5号 平成23年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

○議長（加納 昭君） 会議を再開します。

続きまして、議案第5号 平成23年度稲敷市農業委員会活動重点事業についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、22ページをお開き願います。

議案第5号 平成23年度稲敷市農業委員会活動重点事業の承認についてでございます。

農業委員会の役割・機能等の活動方向を明確にし、重点を置いた取り組みを徹底するため、平成23年度は下記の事業に取り組むものでございます。

まず、1の農地対策の推進についてでございますが、①としまして、耕作放棄地の解消、

これはあっせん活動等により解消対策に取り組むもので、目標設定は、農業委員会による検討会の開催、広報活動、農地所有者に対する指導を行うものであります。解消に向けた指導による解消面積を50ヘクタールとするものでございます。

次に、②としまして、違反転用の適正な対応、これは違反転用の未然防止に向けて啓発活動を行うとともに、違反転用者に対する是正指導を行うもので、目標設定は、11月を「稲敷市農地パトロール月間」として全地区一斉農地パトロールを行い、耕作放棄地の発生、無断転用の防止に向けた啓発活動や農地利用の現状把握を行うものでございます。

次に、③としまして、農地の監視活動、これは遊休農地の実態把握と解消促進、農地の無断転用防止、農地の有効利用に向けた啓発普及及び農地制度の適切な運用の徹底等を目的に、担当地区の監視活動を行うもので、目標設定は、昨年より実施しています毎月10日を地区農地パトロールの日と定め、担当地区の監視活動を本年も行うものでございます。

次に、④としまして、あっせん活動の強化、これは担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を行うもので、目標設定は、あっせん申し出があった農家の仲介に入り、担い手農家へのあっせん活動を実施するもので、あっせん活動目標は50件とするものでございます。

次に、2の遊休農地に関する措置についてでございますが、①としまして、農地の利用状況調査、これはすべての農地の利用状況について調査を行うもので、目標設定は、10月、全地区一斉に農地の利用状況調査を実施するものでございます。

次に、②としまして、遊休農地への指導、これは農地の利用状況調査で把握した遊休農地の所有者に対しまして、耕作をするよう指導するもので、目標設定は、1月から3月に実施するものでございます。

次に、3の担い手対策の推進についてでございますが、①としまして、認定農業者等担い手の確保・育成支援、これは、担い手に対して認定農業者制度の普及推進を行うとともに、認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けた相談・支援を行うもので、目標設定は、認定農業者候補者への戸別訪問相談会・説明会を実施するものでございます。

次に、②としまして、担い手に対する農地集積の支援、これは担い手の農地の面的集積を含めた農地集積を推進するため、認定農業者等に農地が集積されるよう適切な支援を行うもので、目標設定は、担い手登録農家の登録推進を引き続き行い、農地の面的集積及び農地の効率的な利用を進めるため、担い手登録農家に対する農地集積を支援するものでございます。現在の担い手登録農家数は、会議資料、別添になりますが、第3回運営委員会の会議報告書に添付してありますが、62件の登録でございます。

次に、③としまして、担い手に対する各種支援策の周知、これは国・県及び市における担い手に対する各種支援の周知を徹底するものでございます。

次に、4の農政対策の推進についてでございますが、①としまして、建議活動、これは担い手からの意見を踏まえた課題と対策について市並びに国・県に建議活動を行うもので、目標設定は、認定農業者の意見交換会を実施し、担い手からの意見を踏まえた課題等につ

いて建議するものでございます。

次に、②としまして、食農教育の推進、これは農業体験学習等による食農教育の推進など、実践活動に努めるもので、目標設定は、遊休農地を利用した農業体験学習を実施するものでございます。

次に、③としまして、農業者年金の加入推進、これは茨城県段階の「稲敷市の加入目標50人」達成に向けて加入推進を行うもので、目標設定は、各地区（旧町村）1名とするものでございます。

次に、5の情報提供活動についてでございますが、①としまして、全国農業新聞の普及推進、これは全国農業新聞を認定農業者等へ購読推進を図るもので、目標設定は、農業委員1人2部の購読推進を行うものでございます。

次に、②としまして、普及啓発活動、これは農業委員会の活動を農業委員会だよりや市広報紙を利用し啓発を図るもので、目標設定は、農業委員会だよりを年1回発行するものでございます。

次に、6の活動記録の徹底についてでございますが、これは農業委員活動記録ノートにより記録の徹底を図るもので、目標設定は、活動記録ノートにより活動の検証を行うものでございます。

次に、7の活動計画の策定、活動の点検・評価についてでございますが、これは年間の目標及び活動計画を策定して、その実現を図るとともに、その検証・点検を行うもので、目標設定は、年間の目標及び活動計画の内容について合意決定し、年度末にその検証・点検を行うものでございます。

活動重点事業につきましては、2月25日開催の第3回運営委員会会議におきましてご承認をいただき、本日上程するものでございますが、今回の東北地方太平洋沖地震により、農地が甚大な被害を受けていますので、今後の活動につきましては、復旧の状況を見ながら検討していきたいと考えています。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで事務局の説明を終わります。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより平成23年度稲敷市農業委員会活動重点事業の承認についてを採決します。

本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時33分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

18番 委員 宮 本 善 助 ⑩

19番 委員 村 山 文 雄 ⑩